

茨城県地球環境保全行動条例施行規則（平成7年規則第80号の2）新旧対照表

改正案	現行
第1条 （略） （省エネルギー特定事業場の要件） 第2条 条例第13条第1項第1号の規則で定める要件は、前年度（4月1日に始まり翌年3月31日に終わる1年度であって、直前のものをいう。以下同じ。）1箇年における化石燃料の使用量を<u>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則</u>（昭和54年通商産業省令第74号）第4条に定める換算の方法の例により原油の数量に換算したものが1,500キロリットル以上であることとする。 2 条例第13条第1項第2号の規則で定める要件は、前年度1箇年における電気の使用量が600万キロワット時以上であることとする。 （省エネルギー推進業務状況の定期報告） 第3条 条例第13条第1項の規定による報告は、毎年<u>7月末日</u>までに、前年度1箇年における省エネルギーの推進に係る業務の状況について、省エネルギー推進業務状況報告書（様式第1号）<u> </u>を提出して行わなければならない。 第4条 （略） （省資源推進業務状況の定期報告） 第5条 条例第20条第1項の規定による報告は、毎年6月末日までに、	第1条 （略） （省エネルギー特定事業場の要件） 第2条 条例第13条第1項第1号の規則で定める要件は、前年度（4月1日に始まり翌年3月31日に終わる1年度であって、直前のものをいう。以下同じ。）1箇年における化石燃料の使用量を<u>エネルギーの使用の合理化</u> <u>等に関する法律施行規則</u>（昭和54年通商産業省令第74号）第4条に定める換算の方法の例により原油の数量に換算したものが1,500キロリットル以上であることとする。 2 条例第13条第1項第2号の規則で定める要件は、前年度1箇年における電気の使用量が600万キロワット時以上であることとする。 （省エネルギー推進業務状況の定期報告） 第3条 条例第13条第1項の規定による報告は、毎年<u>6月末日</u>までに、前年度1箇年における省エネルギーの推進に係る業務の状況について、省エネルギー推進業務状況報告書（様式第1号）<u>2通</u>を提出して行わなければならない。 第4条 （略） （省資源推進業務状況の定期報告） 第5条 条例第20条第1項の規定による報告は、毎年6月末日までに、

前年度 1 箇年における省資源の推進に係る業務の状況について、省資源推進業務状況報告書（様式第 2 号） ____を提出して行わなければならない。

第 6 条 （略）
（緑化推進業務状況の定期報告）

第 7 条 条例第33条第 1 項の規定による報告は、第 1 回目の報告にあつては 6 月末日までに前年度 1 箇年における緑化の推進に係る業務の状況について、第 2 回目以降の報告にあつては第 1 回目の報告をすべき年から 3 年ごとの年の 6 月末日までに前年度を含めた過去 3 年度間の緑化の推進に係る業務の状況について、緑化推進業務状況報告書（様式第 3 号） ____を提出して行わなければならない。

第 8 条 （略）
様式第1号(第3条)

省エネルギー推進業務状況報告書 （ 年度分）
年 月 日
茨城県知事 殿
報告者 住所
氏名

茨城県地球環境保全行動条例第13条第1項の規定により、次のとおり報告します。

※ 整 理 番 号		作成責任者	
-----------	--	-------	--

前年度 1 箇年における省資源の推進に係る業務の状況について、省資源推進業務状況報告書（様式第 2 号） 2 通を提出して行わなければならない。

第 6 条 （略）
（緑化推進業務状況の定期報告）

第 7 条 条例第33条第 1 項の規定による報告は、第 1 回目の報告にあつては 6 月末日までに前年度 1 箇年における緑化の推進に係る業務の状況について、第 2 回目以降の報告にあつては第 1 回目の報告をすべき年から 3 年ごとの年の 6 月末日までに前年度を含めた過去 3 年度間の緑化の推進に係る業務の状況について、緑化推進業務状況報告書（様式第 3 号） 2 通を提出して行わなければならない。

第 8 条 （略）
様式第1号(第3条)

省エネルギー推進業務状況報告書 （ 年度分）
年 月 日
茨城県知事 殿
報告者 住所
氏名

茨城県地球環境保全行動条例第13条第1項の規定により、次のとおり報告します。

※ 整 理 番 号		作成責任者	
-----------	--	-------	--

事業場の名称		業 種	
事業場の所在地	(電話)	事業場の敷地面積	m ²
資 本 金	千円	事業場の従業員数	人
事業場の主要製品(販売品等)及び年間出荷額(販売額等)	千円		
事業場内の建築物の概要	建築物の棟数 建築面積 m ² 延べ床面積 m ²		
省エネルギー特定事業場の該当要件	1 条例第 13 条第 1 項第 1 号 (化石燃料の使用量: 原油換算 k l) 2 条例第 13 条第 1 項第 2 号 (電気の使用量: 万 k W h) 3 条例第 13 条第 1 項第 3 号(知事が指定した事業場)		
事業の概要			
省エネルギーの推進に関する計画の策定状況及びその概要			
省エネルギーの推進に関する管理体制の整備等の状況			
エネルギーの使用の状況	別紙第 1 表		
エネルギー使用主要設備の状況	別紙第 2 表		
省エネルギーの推進に関し講じた措置の概要	別紙第 3 表		
エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量	別紙第 4 表		

備考 1～4 (略)

事業場の名称		業 種	
事業場の所在地	(電話)	事業場の敷地面積	m ²
資 本 金	千円	事業場の従業員数	人
事業場の主要製品(販売品等)及び年間出荷額(販売額等)	千円		
事業場内の建築物の概要	建築物の棟数 建築面積 m ² 延べ床面積 m ²		
省エネルギー特定事業場の該当要件	1 条例第 13 条第 1 項第 1 号 (化石燃料の使用量: 原油換算 k l) 2 条例第 13 条第 1 項第 2 号 (電気の使用量: 万 k W h) 3 条例第 13 条第 1 項第 3 号(知事が指定した事業場)		
事業の概要			
省エネルギーの推進に関する計画の策定状況及びその概要			
省エネルギーの推進に関する管理体制の整備等の状況			
エネルギーの使用の状況	別紙第 1 表		
エネルギー使用主要設備の状況	別紙第 2 表		
省エネルギーの推進に関し講じた措置の概要	別紙第 3 表		
エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量	別紙第 4 表		

備考 1～4 (略)

5 別紙第1表から別紙第4表までについては、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）様式第9 指定－第1表から指定－第10表までの写しをもって代えることができる。

別紙

第1表 エネルギーの使用の状況

(1) エネルギーの種類別使用量

エネルギーの種類		単位	使用量		販売した副生エネルギーの量		購入した未利用熱の量	
			数値	熱量G J	数値	熱量G J	数値	熱量G J
化石燃料	原油(コンデンセートを除く。)	k l						
	原油のうちコンデンセート(NGL)	k l						
	揮発油	k l						
	ナフサ	k l						
	ジェット燃料油	k l						
	灯油	k l						
	軽油	k l						
	A重油	k l						
	B・C重油	k l						
	石油アスファルト	t						
	石油コークス	t						
	石油ガス	液化石油ガス(LPG)	t					
		石油系炭化水素ガス	千m ³					
	可燃性天然ガス	液化天然ガス(LNG)	t					
		その他可燃性天然ガス	千m ³					
	石炭	輸入原料炭	t					
		コークス用原料炭	t					
		吹込用原料炭	t					
		輸入一般炭	t					
		国産一般炭	t					
		輸入無煙炭	t					
	石炭コークス	t						
	コールタール	t						

5 別紙第1表から別紙第4表までについては、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第17条の規定に基づく定期報告書の写しをもって代えることができる。

別紙

第1表 エネルギーの使用の状況

(1) エネルギーの種類別使用量

エネルギーの種類		単位	使用量		販売副生エネルギー等の量			
			数値	熱量G J	販売された量		自らの生産に寄与しない量	
			数値	熱量G J	数値	熱量G J	数値	熱量G J
燃料及び熱	原油(コンデンセートを除く。)	k l						
	原油のうちコンデンセート(NGL)	k l						
	揮発油	k l						
	ナフサ	k l						
	(新規)	(新規)						
	灯油	k l						
	軽油	k l						
	A重油	k l						
	B・C重油	k l						
	石油アスファルト	t						
	石油コークス	t						
	石油ガス	液化石油ガス(LPG)	t					
		石油系炭化水素ガス	千m ³					
	可燃性天然ガス	液化天然ガス(LNG)	t					
		その他可燃性天然ガス	千m ³					
	石炭	原料炭	t					
		(新規)	(新規)					
		(新規)	(新規)					
		一般炭	t					
		(新規)	(新規)					
		無煙炭	t					
	石炭コークス	t						
	コールタール	t						

	コークス炉ガス	千m ³							
	高炉ガス	千m ³							
	発電用高炉ガス	千m ³							
	転炉ガス	千m ³							
	その他の燃料	都市ガス	千m ³						
		()							
		()							
小計（化石燃料）㉔	G J								
熱	他者から購入した熱	産業用蒸気	G J						
		産業用以外の蒸気	G J						
		温水	G J						
		冷水	G J						
	その他（ ）	G J							
小計（熱）㉕	G J								
合計	化石燃料等（㉔+㉕）	G J						㉖	
	化石燃料等の使用量（㉔+㉕）（原油換算kl）							㉗	
電気	買電	電気事業者	千kWh						
		上記以外の買電（他事業所からの供給等）	千kWh						
	自家発電（化石燃料等）	主燃料（ ）	千kWh						
		主燃料（ ）	千kWh						
合計	電気の使用量	千kWh ／ G J						㉘	
合計 GJ（㉖+㉘）									
エネルギー使用量（原油換算 k l）									
			㉙			㉚		㉛	

(2) エネルギーの使用の効率

	前年度	今年度	対前年度比(%)
生産数量又は延べ床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を有する値 (名称:) (単位:)		㉜	

	前年度	今年度	対前年度比(%)
エネルギー エネルギー使用量(原油換算k l) (㉚-(㉛+㉜))			

	コークス炉ガス		千m ³						
	高炉ガス		千m ³						
	(新規)		(新規)						
	転炉ガス		千m ³						
	その他の燃料	都市ガス	千m ³						
		()							
		(新規)							
		(新規)							
(新規)		(新規)							
(新規)	産業用蒸気		G J						
	産業用以外の蒸気		G J						
	温水		G J						
	冷水		G J						
	(新規)		(新規)						
	小計G J		G J						
I	(新規)								
	小計＝燃料等の使用量（原油換算 k l）								
電 気	一般電気事業者	昼間買電	千 kWh						
		夜間買電	千 kWh						
	その他	上記以外の買電	千 kWh						
		自家発電	千 kWh						
	小計＝電気の使用量		千 kWh / G J						
	計G J								
エネルギー使用量（原油換算 k l）				(a)		(b)		(c)	

(2) エネルギーの使用の効率

	(新規)	今年度	対前年度比(%)
生産数量又は延べ床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を有する値 (:)		㉜	

	(新規)	今年度	対前年度比(%)
エネルギー エネルギー使用量(原油換算k l) (㉚-(㉛+㉜))			

消費 = 原単位	生産数量又は延べ床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を有する値 (㊦)			
(3) エネルギー消費原単位が前年度に比べ改善できなかった理由 (前年度比 100%以上)				
備考 1 (略) 2 (略) 3 「原油換算 k 1」は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則第 4 条の方法により換算した値を記入すること。 4 「販売した副生エネルギーの量」の欄には、エネルギーの種類ごとに販売されたエネルギーの量を記入すること。 5 (略)				
第 2 表 エネルギー使用主要設備の状況				
設備の名称	設備の概要	稼働状況	新設、改造又は 撤去の状況	

原単位=	生産数量又は延べ床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を有する値 (㊦)			
(新規)				
備考 1 (略) 2 (略) 3 「原油換算 k 1」は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則第 4 条の方法により換算した値を記入すること。 4 「販売副生エネルギー等の量」の欄には、エネルギーの種類ごとに販売されたエネルギーの量及び自らの生産に寄与しないエネルギーの量を記入すること。 5 (略)				
第 2 表 エネルギー使用主要設備の状況				
設備の名称	設備の概要	稼働状況	新設、改造又は 撤去の状況	

備考 1 ボイラー, 各種炉, コンプレッサー, 乾燥機, 冷凍機, 空調機, 電動設備等主なエネルギー使用設備を記入すること。

2 「設備の概要」の欄は, 型式, 能力（エネルギー使用量, 生産能力等）等を記入すること。

第 3 表 省エネルギーの推進に関し講じた措置の概要

燃料の燃焼の合理化に関し講じた措置	
加熱及び冷却並びに伝熱の合理化（熱利用設備）に関し講じた措置	
廃熱の回収及び利用に関し講じた措置	

備考 1 ボイラー, 各種炉, コンプレッサー, 乾燥機, 冷凍機, 空調機, 電動設備等主なエネルギー使用設備を記入すること。

(新規)

第 3 表 省エネルギーの推進に関し講じた措置の概要

燃料の燃焼の合理化に関し講じた措置	
加熱及び冷却並びに伝熱の合理化（熱利用設備）に関し講じた措置	
廃熱の回収及び利用に関し講じた措置	

熱の動力等への変換の合理化 （発電専用設備及びコージェネレーション設備）に関し講じた措置		熱の動力等への変換の合理化（発電専用設備及びコージェネレーション設備）に関し講じた措置	
放射，伝導，抵抗等によるエネルギーの損失の防止（熱利用設備並びに受変電設備及び配電設備）に関し講じた措置		放射，伝導，抵抗等によるエネルギーの損失の防止（熱利用設備並びに受変電設備及び配電設備）に関し講じた措置	
電気の動力，熱等への変換の合理化（電気使用設備）に関し講じた措置		電気の動力，熱等への変換の合理化（電気使用設備）に関し講じた措置	

備考 1 管理標準(工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成 21 年経済産業省告示第 66 号）で設定することとされている管理標準をいう。以下同じ。）の設定状況, 管理標準で定める計測, 記録, 保守, 点検に関する遵守状況, 新設にあたっての措置の状況について記入すること。

2 エネルギー消費原単位を改善するために実施した措置がある場合, その状況を記入すること。

第 4 表 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
(1) (略)
(2) (略)
(3) 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成 11 年政令第 143 号）第 3 条に規定する方法及び係数と異なる方法又は係数

(新規)

第 4 表 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
(1) (略)
(2) (略)
(3) 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成 11 年政令第 143 号）第 3 条に規定する方法及び係数と異なる方法又は係数

備考 1 (略) 2 (略) 3 (2)の欄には,当該特定事業場が主な事業として行う電気事業の用に供する発電所又は主な事業として行う熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場である場合に, <u>備考第2項(1)</u> に掲げる量を記入すること。 4 (略)	備考 1 (略) 2 (略) 3 (2)の欄には,当該特定事業場が主な事業として行う電気事業の用に供する発電所又は主な事業として行う熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場である場合に, <u>備考 2</u> に掲げる量を記入すること。 4 (略)
様式第2号(第5条) (略)	様式第2号(第5条) (略)
様式第3号(第7条) (略)	様式第3号(第7条) (略)